

土木一式Bランク工事における 総合評価落札方式の試行についての改正

改正概要

- ①平成28年6月1日契約分の工事より、総合評価落札方式で発注された工事の同一技術者による受注件数を2件に制限^{*}することに伴い、技術提案作成要領を一部修正

※総合評価落札方式により発注された工事における主任技術者の兼務要件を満たす場合にのみ2件の工事を管理(兼務)可能

- ②平成28・29年度の入札参加資格審査から「社会保険等への加入」を認定要件としたことにより、個々の入札において社会保険等への加入状況の確認を行わないこととするため、社会保険等への加入状況を確認する書類の提出にかかる項目について技術提案作成要領から削除

○適用

平成28年6月1日以降の契約分から適用